

物価高騰に直面する障害者施設 に対して支援金を交付します

(令和8年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金のご案内)

都は、令和8年度、物価高騰に直面する障害者施設の負担軽減を目的とした緊急対策事業を実施します。

対象期間は令和8年1月1日から令和8年6月30日までです。

申請受付期間：

令和8年7月1日（水）～7月24日（金）

本案内の
目次

ページ

- 01 | 対象施設
- 02 | 支援金額・スケジュール
- 03 | Q&A・問合せ先

※ 申請に当たっては、
通知、実施要綱及び交付要綱もあわせてご確認ください。

対象施設

区分	対象施設	
1	障害者支援施設 医療型障害児入所施設 短期入所	福祉型障害児入所施設 共同生活援助
2	生活介護 自立訓練 就労継続支援 A 型 就労選択支援 放課後等デイサービス	宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 B 型 児童発達支援
3	居宅訪問型児童発達支援 居宅介護 同行援護 重度障害者等包括支援	保育所等訪問支援 重度訪問介護 行動援護
4	就労定着支援 計画相談支援 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	自立生活援助 障害児相談支援

かつ

- ・ 障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定を受けている
- ・ 都内に所在している※
- ・ 国又は地方公共団体が設置する施設、指定管理者が管理する施設及び公設民営の施設でない

※交付要綱に定める都外施設は対象となります。

支援金額

対象区分	交付額 (以下の金額を比較し、いずれか少ない方の金額)	
1	対象期間に発生した 食材費及び光熱費の実支出額	対象期間各月における以下の 金額の合計 定員数×5, 669円
2	対象期間に発生した 燃料費、光熱費、食材費(※) の実支出額	対象期間各月における以下の 金額の合計 (※食事提供を実施している事業所) 定員数×1, 607円 (上記以外) 定員数× 987円
3	対象期間に発生した 燃料費、光熱費の実支出額	29,500円
4		11,800円

対象区分3・4で期間の途中で指定を受けた施設等は、別に定める金額となります。

例1 R8.1月～R8.2月が定員12人、R8.3月～R8.6月が定員14人の
共同生活援助事業所の場合
453,520円

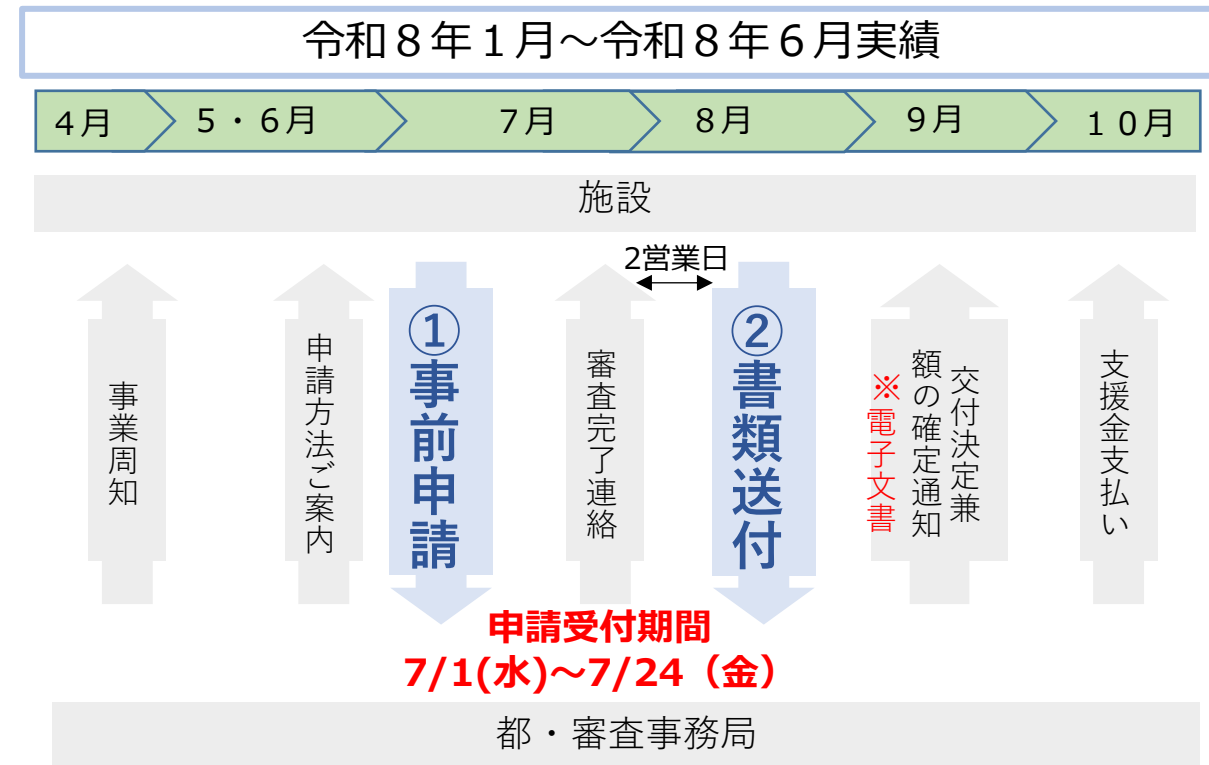
※5,669円×(12人×2か月分+14人×4か月分)

例2 居宅介護事業所の場合

29,500円 (令和8年1月以前に指定を受けている場合)

※例は、いずれも対象経費の実支出額が交付金額を上回っている場合を想定

スケジュール



(1) 上記フロー図に沿って進めていきます。
主に施設側で対応する作業は以下のとおりです。

①事前申請 ⇒ ②書類送付

(2) ①は事前申請フォームから送信
②は事前申請時に選択した送付方法（「jGrants」又は「郵送」）
により実施

※ 申請書類の詳細・提出先は、後日ご案内いたします。

※ スケジュールは審査の状況等により前後することがあります。

Q&A

対象施設について

Q1 地域生活支援事業である地域活動支援センターや福祉ホームは対象となりますか？

対象外となります。

Q2 都外に所在する施設は対象となりますか？

交付要綱に定める都外施設を除き、交付対象外です。

Q3 空床利用型の短期入所は対象となりますか？

対象外となります。

Q4 医療型障害児入所施設における療養介護の取扱いは？

療養介護の定員を医療型障害児入所施設の定員に含むことができます。

Q5 補助対象期間の途中で廃止した事業所の取扱いは？

交付対象期間の途中でサービスを終了（休止）した場合、月の末日で廃止・休止した場合は、その当該月までは補助対象となります。休止の場合、休止中は補助対象外となります。月の途中で休止又は廃止した施設にあっては、事前申請前に個別に事務局へご相談ください。

補助金の申請について

Q6 ひとつの建物において複数の障害福祉サービスを提供している場合の取扱いは？

それぞれのサービス種別ごとに算定した金額の合計を申請可能です。

Q7 同一の障害福祉サービスの事業所を複数運営している場合の取扱いは？

それぞれの事業所ごとに算定した金額の合計を申請可能です。

Q8 補助対象経費の納品書又は領収書を提出する必要がありますか？

提出を求めるものではありませんが、事業完了後少なくとも5年間は適切に保管・整理してください。審査や調査のため別途提出を依頼する場合がございます。

Q9 対象施設区分2に該当する事業所で、食事提供を実施する場合、どのような資料を提出する必要がありますか？

以下のいずれかの書類を事前申請においてご提出頂きます。
・食事提供体制加算や食事提供加算の届出を行っていることがわかる資料
・利用者へ食事を提供していることを明記した重要事項説明書

Q10 対象施設区分2に該当する事業所で、おやつを提供を実施する場合、食事提供に含まれますか？

おやつを提供も、食事の提供に含めます。
以下の書類を事前申請においてご提出頂きます。
・おやつを提供していることを明記した重要事項説明書

Q11 対象経費の実支出額は、費用が納品（発生）された月と支払った月のどちらの月の金額になりますか？

原則、支払った月の金額になります。

Q12 交付額の算定に使用する定員数とは何ですか？

施設等の運営規程等で定めている定員を指し、現員とは異なります。対象期間の各月1日(ついたち)時点の定員数により交付額を計算します。法人様から東京都福祉保健財団等に届出頂いている情報と一致しているか都にて確認いたします。

(定員の変更においては東京都福祉保健財団への届出が必要です。)

Q13 障害者支援施設内の生活介護及び短期入所の取扱いは？

入所者が利用する相当分（障害者支援施設の定員数）を除き申請してください。

Q14 定員について、放課後等デイサービスと児童発達支援をあわせて10人としている場合の取扱いは？

放課後等デイサービスと児童発達支援それぞれ10人とするのではなく、合計10人となるように申請してください。

Q15 1つのグループホームで複数ユニット（例：定員5名+5名）を運営している場合の申請方法は？

当該グループホームの申請における各月の定員数欄にユニットの合計人数（例でいえば10名）を記載してください。

Q16 交付要綱に定める都外施設における定員数の考え方は？

障害者支援施設の都外独占施設及び都外協定施設の場合、施設入所支援の定員数のうち、特別区及び東京都に存する市町村の介護給付費等の支給を受ける者の数になります。

福祉型障害児入所施設の都外独占施設及び協定施設の場合、定員は協定定員になります。

Q17 元々都が設置しており、現在は民間の社会福祉法人が設置主体となって運営する施設について、都の建物維持管理補助金を受けている場合の取扱いは？

建物維持管理補助金の対象施設においては、要綱上の補助上限額を超えた部分を光熱費の実費相当額として申請を行います。

他補助金の取扱いについて

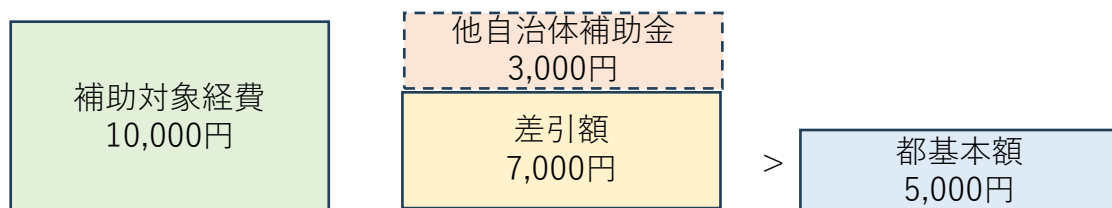
Q18 施設所在地の自治体が、対象経費を同じくする類似の事業を実施しています。他自治体の補助金の支給を受けていた場合も、本補助金を活用できますか？

他自治体と同一の支払い内容に対して重複して補助金交付を受けることはできませんが、他自治体の補助と都の補助の対象となる支払い内容が重複していない場合には、補助金交付を受けることができます。
また、一部重複している場合には、補助対象経費より他補助金を差し引いた金額と都基本額を比べ、低い方の金額の交付を受けることができます。

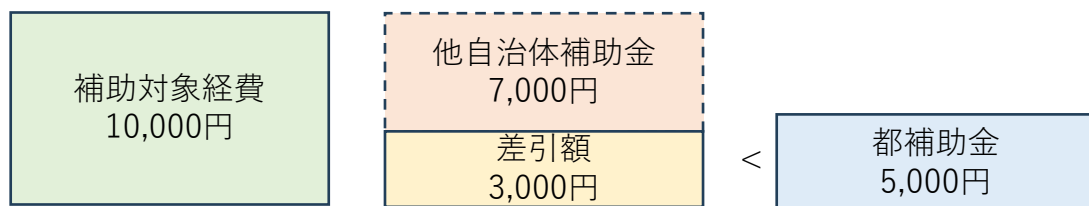
例①) 光熱費5,000円の支出に対し、他自治体から5,000円の補助金を受けている場合 ⇒ 事業者負担額が0円になるので、都補助金申請不可



例②) 光熱費10,000円の支出に対し、他自治体から3,000円の補助を受けている場合 ⇒ 差引額7,000円と都基本額5,000を比べ低い方の5,000円を都へ補助を申請可



例③) 光熱費10,000円の支出に対し、他自治体から7,000円の補助を受けている場合 ⇒ 差引額3,000円と都補助金額5,000を比べ低い方の3,000円を都へ補助申請可



Q19 施設所在地の自治体が、対象経費の異なる（又は用途を定めない）類似の事業を実施しています。他自治体の補助金の支給を受けていた場合、本補助金を活用できますか？

他自治体の補助と都の補助対象が異なるため、どちらの補助金も交付を受けることができます。

Q20 本補助金の支給を受けた後、他自治体の補助金等の支給を受ける場合、重複して受給ができますか？（その場合、重複控除は必要ですか？）

後から別の主体が実施する補助金を重複しての受給（重複控除含む）の可否については、後から補助金を支給する主体の判断によります。

Q21 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方につき、都の指定を受けている訪問系の事業所があり、介護保険サービスに対する都の物価高騰支援を受けている場合、本事業の補助も受けられるか。

同一の支払い内容に対して、介護保険サービスの補助金と本補助金を申請することはできませんが、異なる場合には申請可能です。（考え方は左の図と同様です。）

Q22 医療型障害児入所施設は、医療機関に対する物価高騰対策事業の対象でもあるが、本事業の補助も受けられるか？

重複して補助金を受けることはできません。いずれかの補助金を選択の上、申請してください。

【問合せ先・申請書提出先】

東京都障害者施設等物価高騰緊急対策事業事務局

TEL :03-6380-8563

問合せフォーム: <https://logoform.jp/form/tmgform/1521068>

e-mail: bukka_r8@cosmopia.jp

<開設時間：午前9時から午後6時まで（土日、祝日、年末年始除く）>

※事務局は、株式会社コスモピアに委託して運営しています。